(d) 仲裁及び調停のサービス（CPC八六六〇二）	(e) 技術試験及び分析サービス	(a) 製造業製品に係るサービス（計量法（平成四年法律第五十一号）の対象となるサービスを除く。）（CPC八六七＊＊）	(b) 計量法の対象となる次のサービス（CPC八六七六三＊）	(c) サービス(a)及び(b)に規定する以外の技術試験及び分析サービス	(f) 農林業及び狩猟に付随するサービス（CPC八八一）	(g) 漁業に付随するサービス（CPC八八二）	(h) 鉱業に付随するサービス（CPC八八三、五一一五）
	SS		SS		SS		
(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 鉱業権又は租鉱権を必要とする国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の法律に従って提供しなければならない。 (2) 制限しない。 (3) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の法律により設立された法人が鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の法律に従って提供しなければならない。
(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 鉱業権又は租鉱権を必要とする国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の法律に従って提供しなければならない。 (2) 制限しない。 (3) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の法律により設立された法人が鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の法律に従って提供しなければならない。 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。

	(i) 製造業に付随するサービス（CPC八八四＊＊、八八五）	(b) 仕立てのサービスに関連するもの	(c) サービス(a)及び(b)に規定する以外の製造業に付随するサービス	(j) エネルギー流通に付随するサービス（CPC八八七）	(b) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う熱供給の託送サービス	(c) サービス(a)及び(b)に規定する以外のエネルギー流通に付随するサービス	(k) 次に掲げる職業以外のものについて日本国内において人員をあっせんするサービス（求職及び求職の申込みに基づき求人者と求職者との間に雇用関係を成立させるためのサービスに限る。） (a) 港湾運送サービス (b) 建設工事
					SS		
(4) 鉱業権又は租鉱権を必要とする国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の法律に従って提供しなければならない。	(a) 航空機、産業、火薬類製造業、皮革及び皮革製品製造業、宇宙開発産業並びに生物学的製剤製造業に関連するもの (1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。
(4) 鉱業権又は租鉱権を必要とする国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の法律に従って提供しなければならない。	(a) 航空機、産業、火薬類製造業、皮革及び皮革製品製造業、宇宙開発産業並びに生物学的製剤製造業に関連するもの (1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。